

「新しい自己資本比率規制の素案に対する意見募集の実施について」への意見一覧  
(信用リスク削減)

番号	条文	意見の概要	回 答
1	第79条第2項(派生商品取引) 第118条(計算方法)	派生商品の取扱いについて、当局と民間金融機関とのコンセンサスを作り上げる必要があり、早急に民間金融機関と意見交換を行う場を設定していただきたい。	今後とも金融機関等のご意見を伺いながら、実務の進展を踏まえた検討を進めてゆきたいと考えています。
2	第118条第1項(計算方法)	担保付デリバティブ取引の与信相当額の計算において、以下の扱いを認めるべきである。 ①負の再構築コストと差し入れ担保(=エクスポージャー)の相殺 ②担保によるアドオンの相殺	担保付デリバティブ取引における負の再構築コストと差し入れ担保によるエクスポージャーの相殺、および将来の価格変動リスクに対応するアドオンの担保による相殺の可否については、国際的な整合性の観点も勘案しつつ、引き続き検討することが必要と考えています。
3	第118条1(計算方法)	所要自己資本の額の式において、担保を差し出している場合におけるRCとCAとのネットの可否についての記載が無いため、ネット可とする旨、およびネット可能な範囲(アドオンとのネットも可能かどうか)について記載願いたい。	同上
4	第80条3(信用リスク削減手法の適用)	もし、差し入れ担保のエクスポージャーを負の再構築コストで相殺することを認められないのであれば、担保差し入れを行っている取引のみ信用リスク削減手法の適用を行わないことで、差し入れ担保のエクスポージャー計上を回避しようとするが、どうか。	信用リスク削減手法の適用を行わないことにより、差し入れ担保をエクスポージャーとして認識することが回避できるとは、現段階では考えていません。いずれにせよ、担保付デリバティブ取引の相殺の問題については、上記のとおり引き続き検討致します。
5	第80条(信用リスク削減手法)	「信用リスク削減手法」のひとつとして定義される「保証」に「保険」を含むことを明記すべきである。	「保証」又は「保険」の名称を問わず、規制素案第123条及び第124条の要件を満たす限りにおいて、保証として扱うことが可能です。

6	第92条第1項第3号 (簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)	地方債は全て適格金融資産担保としていただきたい。	御指摘を踏まえ、修正致しました。
7	第92条第3号ロ (簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)	銀行に関する信用リスク区分「3-3」は設立国の中央政府の格付に対応している。従って、銀行発行債券自体の格付が、例えば「B」であっても、中央政府の格付が良ければ「適格格付機関が格付を付与している債券」かつ「信用リスク区分が3-3以上」に該当して適格となる。一方で、適格格付機関が格付を付与していない債券であれば、同じ「信用リスク区分が3-3以上」に該当しても不適格となる。	御指摘を踏まえ、修正致しました。
8	第97条第1号(標準的ボラティリティ調整率の種類)	(注1)の指示があるのであれば、一覧表から「3-1」「3-2」「3-3」は削除した方が混乱しないのではないかと。	御指摘を踏まえ、修正致しました。
9	第118条第3号(計算方式)、第97条第3号(標準的ボラティリティ調整率)	デリバティブ取引と担保の間で通貨ミスマッチの有無を判定する場合、エクスポージャーの通貨は「カウンターパーティがデフォルトした場合の取引清算のために定められている終了通貨」で判断することによいか。	ネットィング契約下にある取引については、そのような理解で結構です。
10	第118条第3号(計算方法)	「エクスポージャー、担保又は決済にかかわる通貨」のうち、エクスポージャーの通貨について明確化をお願いしたい。	エクスポージャーの通貨は「カウンターパーティがデフォルトした場合の取引清算のために定められている終了通貨」で判断することとなります。

11	第103条 第2号 (最低保有期間) 第104条 第1項 (ボラティリティ調整率の調整)	随時請求(アドホックコール)を可能とする条項が設けられている場合は、日次の担保額評価がなされているものとして扱ってよいか。	規制素案第103条に定められる最低保有期間を適用するためには、担保金調整について「随時請求(アドホックコール)が契約上可能となっている」だけでなく、少なくとも、日次の時価評価が行われ、当該評価に基づいて必要に応じてコールをかけられる契約内容および体制となっていることが必要と考えられます。
12	第103条 (最低保有期間)	日次の時価評価を行っていない場合でも、随時請求(アドホックコール)を可能とする条項が設けられている場合は、日次の時価評価がなされているものとして扱ってよいか。	同上
13	第107条 (外国における取引)	外国建て債権のレポ取引のボラティリティ調整率を適用不要とする範囲に関しては、必ずしも当該通貨発行国における基準に従う必要はないものと思われる。	Basel IIでは、外国通貨建てのレポ取引について、当該国でヘアカットの適用除外を行わない限り、他の国において適用除外を行わないこととしています。このため、わが国の基準のみに基づいてヘアカットの適用除外を運用することは、国際的整合性の観点から、不相当と考えています。
14	第119条 ～ 第121条	第121条は国債等を担保とするSPCクレジット・リンク・リパッケージ債等のストラクチャーにも適用されるという趣旨であるか確認致します。その場合は、クレジット・リスクの観点からは国債と預金との間に格差を設ける理由は明確でなく、国債等の担保掛目を80%以下に設定しているのは保守的過ぎると考えます。本件も併せBaselレベルでの確認とそれに伴う国内規制の修正を要望致します。	①銀行が銀行勘定のエクスポージャーについてクレジット・リンク債を発行している場合、当該リンク債への払込金が現金のままである場合には規制素案第92条第1項により現金担保として扱われますが、当該払込金が国債の形で保有される場合には、当該国債を担保として扱うこととなります。よって、規制素案第121条第2号及び第3号においても同様に考えます。 ②国債をエクスポージャーとして保有する場合には信用リスクをもとに所要自己資本を判断するためリスク・ウェイトはゼロになるのに対し、国債を担保とする場合には価格変動リスクを織込んで判断するため、現金と同等に扱うことは不相当と考えます。なお、簡便手法は包括的手法よりも粗い手法であるため、担保掛目を保守的に設定しています。

15	第122条第1項第3号（貸出金と自行預金の相殺）	条件とされる、『自行預金が継続されないリスクを監視及び管理』について明示していただきたい。	<p>「自行預金が継続されないリスクを監視及び管理」するとは、相殺対象預金としてどの程度の額を勘案できるかについて把握することをいいます。</p> <p>具体的には、原則として、定期預金については期限をもってマチュリティ・ミスマッチを勘案するのが適当と考えています。また、満期のない預金については与信管理において通常残高として勘案できるものとしている額があり、実績によりそれが証明できる場合にはその額をもって相殺対象預金の額とすることができると考えています。</p>
16	第122条（貸出金と自行預金の相殺）	自行預金と相殺契約下にある貸出金以外の与信取引についても相殺を認めていただきたい。	<p>「預金と貸出金の相殺」の規定の対象は貸出金に限定されていますが、デリバティブ取引やレポ取引におけるネットティングなど、実務の要請に応じ、取引ごとに別途の規定を用意しています。</p>
17	第123条等	<p>「フルリコースのABCP、ABL取引」、「オブジェクトファイナンスにおける借入人（SPE）への親会社保証」など、外形的には保証行為であるものの、実態的には保証先への与信となっている取引が存在する。このような取引において、保証取引における実態ベースの与信先認識を認めていただきたい。</p>	<p>元来はある会社向けと位置づけられる与信が、形式上、当該会社の連帯保証を付されたSPC向け与信となっているような場合、SPCよりもむしろ当該会社の信用力を勘案することが適当ではないかという点については、個々の取引の実態に照らしつつ、今後検討を進めたいと考えています。</p>
18	第6章第5節第6款	保証取引における実態ベースの与信先認識を認めていただきたい。	同上
19	第123条等（保証及びクレジット・デリバティブに共通の条件）	金融機関自身の持分法適用子会社が差入れている保証については、適格保証として信用リスク削減効果が認められるとの理解でよいか。	<p>単体自己資本比率の算出に当たっては、子会社及び関連会社から差入れられている保証について、適格保証として信用リスク削減効果を勘案することが可能と考えます。</p> <p>しかし、連結自己資本比率の算出に当たっては、持分法適用会社が保証する債務が毀損した場合に、親会社の持分に比例して損失を負担することになるため、これを勘案することは適当ではないと考えられます。</p>

20	第123条第3号イ (保証及びクレジット・デリバティブに共通の条件)	ISDA Masterに基く取引では、カウンターパーティがデフォルトに至る以前に早期終了事由の発動による既存取引の一括清算を行う場合がありますが、これは同号で対象とする「信用リスク削減効果の提供が中止されないこと」には該当しないことを確認させて頂きたいと思えます。	早期終了の場合には時価による清算が行われるため、単純に保証の中止と同視すべきでない側面があると考えられます。こうした点も踏まえ、最終的な取扱いについては、他国の状況を踏まえて引き続き検討を進め、解釈集等において明らかにしたいと考えています。
21	第124条第1項第3号(保証に関する条件)	配当等が実績連動或いは変動金利であり、配当が確定的でない等の債権が被保証債権の場合、保証によるリスク削減効果を勘案することを希望いたします。また、クレジット・デリバティブにつきましても、同様にリスク削減効果を勘案して頂くことを希望いたします。	保証が利息をカバーすべきことは、規制素案第124条第1項第3号に規定されているとおりであり、約定の内容如何により例外となるものではありません。また、クレジット・デリバティブについても、保証と同等の効果を有することが条件とされています(規制素案第125条第7号)ので、利息もカバーしていることが必要となります。
22	第124条第2項(保証に関する条件)	元本保証のみの場合には、「元本」、「元本以外の関連債務」の比率で比例的な保証として扱うこととなっているが、実績配当や変動金利取引等の場合には、「元本」に対する保証のみの場合でも100%リスク削減効果を認める対応としていただきたい。	同上
23	第125条第1号ハ(クレジット・デリバティブについての条件)	リストラクチャリングの定義における但書の意図・内容を確認させていただきたい。	但書を改め、要管理先債権を含む旨の記述と致します。

24	第125条第1号ハ（クレジット・デリバティブについての条件）	<p>国内において、プロテクション取得者たる銀行が参照企業に対して有する相対融資について支払猶予等を行う際、そのプロセスは通常公表されない。</p> <p>このため、クレジット・デリバティブのリストラクチャリング条項は、プロテクションの提供者にとって不透明なリスクが内包されている面がある。</p> <p>金融庁におかれては、中長期的にクレジットデリバティブの取引慣行等の整備を促しながらも、継続的に議論を行ってほしい。</p>	<p>現在のクレジット・デリバティブは、プロテクションの提供者にとって御指摘のような商品性の限界があるものと理解しています。</p> <p>規制素案では、リストラクチャリング条項を含むクレジット・デリバティブのみ100%の信用リスク削減効果を認めていますが、これは、銀行のリスク移転の観点から、条件変更等に伴って顕現化した損失についてリスク移転できない商品について100%のリスク削減効果を認めるべきでないとの理解に基づくものです。</p> <p>相対融資の取引慣行に関する御指摘は自己資本規制による対応は困難な面もありますが、金融庁としても、関係各位と問題意識を共有しつつ、引続き議論させて頂きたいと考えます。</p>
25	第125条第1号ハ（クレジット・デリバティブについての条件）	<p>但書きは第124条2項において元金のみ保証が部分保証（「比例的な保証」）として扱われるのと整合を欠いていると思われる。「償却又は個別引当金の繰入れ」は元本損に対して行われるものであって、利息部分に欠損が生じてもこれらの事態は生じない。つまり、但し書きは元本損をカバーするクレジットデリバティブであれば、全面的な保証と同等と認めているということになる。</p>	<p>御指摘を踏まえ、但し書きを修正致しました。</p>
26	第125条第1号（クレジット・デリバティブについての条件）	<p>第125条第1号と第126条の関係を明確にするため、「第126条に基づく取扱いを行う場合はこの限りではない」との一文を挿入して頂けるように要望致します。</p>	<p>規制素案第126条において「前項の規定にかかわらず」としていただきますので、ご懸念のような条文間の関係の不明確さはないと考えます。</p>

27	第125条第3号 (クレジット・デリバティブについての条件)	本邦に於いては、譲渡禁止特約がない限りは、ローンの譲渡に際し債務者の同意を要しないと考えられていますので、斯かる場合には同号の対象にはならないと思いますが、その点を確認させて頂きたいと思いません。	規制素案では「譲渡に際して債務者の同意を要するときは・・同意は理由なく留保されないこと」としていますので、同意が全く必要ない場合までこれを義務付けるものではありません。ただし、「譲渡禁止特約」がない場合であれば須らく同意が不要として良いかどうかについては、事例に即した判断が必要かと思われる。
28	第126条 (条件の一部を満たさない場合)	<p>リストラクチャリングを信用事由に含まないクレジット・デリバティブ取引を用いてプロテクションを購入した場合に60%のみ信用リスク削減効果を認めるとしている部分につき、掛目は我が国における取引実態等を踏まえ、更に検討することを希望する。</p> <p>①リストラクチャリングを含むか否かで経済実態として大幅にリスクが異なるとは考えられない。</p> <p>②クレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果は、信用事由発生時のセトルメント(清算)条項およびリストラクチャリングの有無に加え、リストラクチャリング条項の内容によっても大きく異なることから、リストラクチャリングの有無のみで100%効果を認めるか60%のみ効果を認めるかという極端な差異を設けるのは妥当ではないと考える。</p>	<p>今回の告示改正は、バーゼルⅡを踏まえたものであり、</p> <p>①条件緩和等のリストラクチャリングによって経済的損失が発生しているため、その損失をカバーしているものについてのみフルカバーとして取扱うことは適切と考えます。ディスカウント幅については、説得的なデータをもとにしたご提案があれば、バーゼル委員会において検討させて頂く可能性は残されています。</p> <p>②様々な条項の内容によってカバーの内容が変わるのは事実です。規制素案では、一定の要件を満たすリストラクチャリング条項につき一定の要件を満たしている場合、当該クレジット・デリバティブについて一律100%の効果を認めることとしていますが、これ以外に100%の効果を認めるのが不適切な事例について御指摘があれば、より厳しい扱いも検討致します。</p>

29	第126条 (条件の一部を満たさない場合)	<p>③信用事由判断のための参照債務が「全ての借入債務」である場合、ディスカウントの必要はないのではないか。</p> <p>④セトルメント条項で現物決済とする場合に一定期間(たとえば5年)を超えて支払時期が到来するものを非適格とするといった条項を設けている場合に、80%ないし90%といった掛目を検討されたい。</p>	<p>③信用事由に関する参照債務が保有している債務のみならず「全ての借入債務」であっても、リストラクチャリングが信用事由でない以上、自らが保有する債権に貸出条件緩和等が生じた場合にその経済的損失はカバーされていないため、100%の保証効果を認めることは不相当と考えています。</p> <p>④リストラクチャリング条項のないクレジット・デリバティブであっても、現物決済の引渡し可能債務に適切な限定がある場合には、そうした商品性の改善を勧案し、掛目を60%から引き上げてはどうかのご意見と思われます。しかし、当該限定は、プロテクションの売り手にとっては有利な改善ですが、それにより、プロテクションの買い手が得ることができるカバーの程度が向上するものではないと思われます。よって、この点を理由に掛目を引き上げるのは不相当と考えます。</p>
30	第126条 (条件の一部を満たさない場合)	信用リスク削減効果を勧案できる額として明記されている60%という数字についてはBasel原案でも継続検討事項に挙げられておりますが、その数字の引き上げを引き続き要望致します。	同上
31	第126条 (条件の一部を満たさない場合)	リストラクチャリングの信用事由としての取扱いは、実取引の現状に配慮した上で検討されたい。	同上
32	第126条 (条件の一部を満たさない場合)	第126条において、リストラクチャリングの要件に該当しない場合における信用リスク削減効果を勧案できる割合として60%を限度としていますが、限度割合の引き上げを要望致します。少なくとも国内基準行について、当該取扱いを要望致します。	リストラクチャリングの要件を満たさないクレジット・デリバティブにつき、保証効果が限定的であるという点は、国内基準行においても何ら変わりがなく、国際基準行と同様の扱いとすることが適当と考えます。
33	第128条 (適格な保証人及びプロテクション提供者)	適格な保証人として「銀行」が掲げられているが、範囲が狭いように思われる。銀行に限定するのではなく、第64条第1項に規定されている主体についても適格な保証人としていただきたい。	御指摘を踏まえ、修正致しました。



34	第128条 (適格な保証人及びプロテクション提供者)	「適格な保証人又はプロテクション提供者」として1項では、「……、銀行及び証券会社」としているが、協同組織金融機関も含む「金融機関」としていただきたい。	御指摘を踏まえ、修正致しました。
35	第128条 (適格な保証人及びプロテクション提供者)	128条第1項で規定する適格な保証人又はプロテクションの提供者には、第1条33号に規定するソブリン向けエクスポージャーに該当する主体全てが適格となるよう修整すべきと考える。	標準的手法において、信用保証協会自身に対する与信を一般の事業法人と同様に扱う一方で、同協会の行う保証については、制度的な担保を勘案しリスク・ウェイトを10%として規定していますので、信用保証協会等を適格保証人とする必要はないと考えています。
36	第128条 (適格な保証人及びプロテクション提供者)、全般	不動産担保や個人保証の取扱いについては、金融検査マニュアルとの整合性を確保し、信用リスク削減手法の一つとして認めていただきたい。	<p>今回の告示改正は、バーゼルⅡを踏まえたものであり、規制上で認識する保証人の範囲を限定しないのは内部格付手法のうち先進的な手法を採用する銀行に限られています。</p> <p>こうした中、標準的手法では、相対的にリスク計測が粗く簡素な枠組みであることに鑑み、様々な点で保守的な制約を設けていますが、規制上で認識する保証人を信用度の高い者に限定しているのもこの一つです。また、標準的手法を簡便かつ客観的な枠組みとするため、基本的に信用度は外部格付で判断することとしています。</p> <p>このように、適格な保証や担保の範囲はバーゼルⅡの枠組みの中で整合性をもった考え方により定められており、検査マニュアルでの考え方をそのまま移入することは適当ではないと考えています。</p>
37	第128条 (適格な保証人及びプロテクション提供者)	第1号で定める「我が国の政府関係機関」のなかには、独立行政法人も含まれると考えてよいか。	<p>「我が国の政府関係機関」の具体的内容は、規制素案第60条の規定により定められます。</p> <p>具体的には、独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）及び関係する個別法に基づいて設立された独立行政法人のうち、①政府が過半を出資している場合、あるいは、②政府が出資している法人で、かつ、法律の定めるところにより、当該法人の予算及び決算について、国会の議決（承認を含む。）を得、又は主務大臣（内閣総理大臣を含む。）の認可（承認を含む。）を受けなければならないものについては、「政府関係機関」に該当します。</p>

38	第128条 (適格な保証人及びプロテクション提供者)	金融検査マニュアルで優良保証として認められている複数の金融機関が共同で設立した保証機関(我が業界では格付けが付与されていない信用金庫だけで設立した「社団法人しんきん保証基金」がある)は、「適格な保証人」と考えてよいか。	標準的手法においては、手法の粗さと簡便性の観点から、より客観的な信用力基準に基づいて保証人としての適格性を判断していることから、中央政府、中央銀行、政府関係機関、公共部門(PSE)、金融機関及び証券会社以外の先は、外部格付の要件を満たさない場合には適格な保証人となりません。よって、御指摘の保証機関については、一般の事業法人と同様に外部格付の要件により、その適格性を判断することになります。
39	第129条、第123条、第124条	モーゲージ保険は抵当権とともに債権額全額の信用を補完しているのであるから、保険カバー率の如何に係わらず、債権額全体に対して、特別なリスク・ウェイトの適用を認めるべきであり、リスク・ウェイトが按分計算されるべきではない。	保証に類似するモーゲージ保険及び信用保険については、その名称を問わず規制素案第123条及び第124条に規定する要件を満たすことによって、保証として勘案することが可能です。具体的には個々の商品設計に依存しますので、そうした個別性を無視して一般的な取扱いを示すことは適当でないと考えています。
40	第131条 (比例的な保証又はクレジット・デリバティブ)	比例割合の保証に限り、信用リスクの削減効果があるとしているが、モーゲージ保険のように抵当権行使後の元本ロスを補てんすることを目的とした、ファースト・ロスタイプの信用補完も当然に有効とすべきである。	同上
41	第130条 (免責額の扱い)	免責額の扱いについて、原債権の所要自己資本を超える場合はプロテクションを認識しなくてもよいか。	規制素案第130条の規定は、小額の損失の場合に決済等を省略するという取引コスト削減の観点によるものに適用があることは明らかですが、留保部分が相応に大きい場合には規制素案第132条の階層的保証に該当することが考えられ、「証券化エクスポージャーの取扱いを準用しなければならない。」とされているところです。これらの規定の具体的な運用方法については、実務の状況も踏まえつつ、継続的に検討してゆくことが適当と考えます。
42	第130条 (免責額の扱い)	自己資本控除の取扱いではなく、債務者リスクとして計算する取扱いとしていただきたい。	同上

43	第130条 (免責額の扱い)	告示素案上の一定水準が、標準的なクレジット・デリバティブ契約に含まれる“Payment Requirement”には当てはまらないことを明確にしていたきたい。	同上
44	第130条 (免責額の扱い)	ISDAで定義されるPayment Requirementは、本条で想定する免責額に該当しない(Payment Requirementは自己資本控除の対象とはならない) ことを明確化させることを希望いたします。	同上
45	第130条 (免責額の扱い)	上述と同旨	同上
46	第132条 (階層化された保証又はクレジット・デリバティブ)	階層化された保証については、証券化エクスポージャーに準じた扱いとするとあるが、保証人の信用力との関係が不明確であり、最終文書のような図表を作成し、明確化していただきたい。	<p>リスク移転を行った部分(階層的保証を受けた部分)については、その額に対して保証人等のリスクウェイトを適用します。即ち、通常の間接保証を受けているのと同様、置換え方式を適用します。</p> <p>リスク移転を行っていない部分については、証券化の留保ポジションの扱いと同様になります(標準的手法でいえば、無格付なら控除、AAなら20%など)。</p> <p>複数の階層につき別々の保証人から保証を得ている場合でも、同様に、それぞれの保証部分の額に対して、保証人のリスク・ウェイトを適用することになります。</p>

47	第132条 (階層化された保証又はクレジット・デリバティブ)	階層化された保証の取扱い方が不明確。例えば、劣後部分について保証を受けている場合、当該保証人から通常の保証を受けている場合に比べて重いリスクウェイトを適用するなどの扱いが必要となるのか。また、複数の階層に分割してリスク移転を行い、銀行が留保部分を持たない場合にはどのように取扱うのか。	規制素案第132条は、階層的保証を受けた場合の留保部分の扱いについて規定したものであり、保証を受けた部分は一般原則により保証人のリスク・ウェイトに置き換えることとなります。この扱いは、全ての階層について適格保証を受け、留保部分がない場合も同様であり、この場合には、保証額についてそれぞれ保証人のリスク・ウェイトを適用することとなります。
		第132条では階層化された保証に証券化の枠組みを準用することになっているが、一方で、合成型証券化を規定した第255条第2項で第六章第五節(信用リスク削減手法の規定)を準用することとなっている。このため、どこにも階層化された保証のリスクウェイトをどう計算するのかの規定がないのではないか。	階層的保証の被保証部分については、保証の一般原則に基づきリスク・ウェイト置換えとなるのは前述のとおりです。一方、規制素案第255条第2項は合成型証券化について、「原資産に対する信用リスクの削減」について信用リスク削減手法の枠組みを準用しているのも、同様にリスク・ウェイト置換えをする趣旨です。これは、典型的にはオリジネーターがSPCやスーパーシニアの投資家からプロテクションを受けた場合に適用されます。以上のように、いずれの場合も保証の一般原則に沿った扱いとなります。
48	第132条 (階層化された保証又はクレジット・デリバティブ)	保証はリスクウェイトが下がるのでなければ認識しなくてもよいことになっているが、ということは、SFで保証を認識しない場合のリスクウェイトが下がる場合は保証人のリスクウェイトに置き換え、保証人のリスクウェイトの方が大きいトランシェは置き換ええないという理解でよいか。	そのような扱いは可能であると考えます。その場合、当該トランシェは銀行の留保部分として扱うこととなります。
49	第134条 (ソブリンによる保証等の提供)	ソブリンによる保証の提供については、①中央政府等の範囲に地方自治体を含めていただきたい、又②債務保証に加え、損失補償も対象としていただきたい	①御指摘を踏まえ、修正致しました。 ②損失補償についても、その名称を問わず規制素案第123条及び第124条に規定する要件を満たすことによって、保証として勘案することが可能です。
50	第134条 (ソブリンによる保証等の提供)	中央政府等が外国通貨建てのエクスポージャーに対して保証等を行っている場合は、当該保証部分のリスクウェイトは、中央政府等の外貨建格付に従うという理解でよいか、確認させていただきたい。	当該保証が外国通貨建てで行われるのであれば、御指摘のとおりです。

51	第135条第1号 (残存期間の定義)	マチュリティ・ミスマッチが存在する場合において、エクスポージャーの「債務の履行をなすべき期日として考えるもののうち最も遅い期日」の解釈は、エクスポージャーの最終弁済期日ベースではなく、実効マチュリティベースとの認識でもよいか。	マチュリティ・ミスマッチの計算は、約定期日ベースで行うこととします。ただし、以下のような扱いをすることも可能です。 ①信用リスク削減手法のマチュリティよりも前に約定弁済が行われる部分についてはマチュリティ・ミスマッチがないものとして扱うこと。 ②約定弁済が信用リスク削減手法のマチュリティよりも後になる部分についてのみマチュリティ・ミスマッチがあるものとして扱い、効果を割り引くための計算式（規制素案137条）を適用すること。
52	第136条、第137条	約定返済部分の期間が預金の残存期間以内の場合、現行規制においてはオンバランスシートネットिंगが認められているので、新規制においても同様に認めていただきたい。	現行と同様に、認めることと致します。
53	第137条 (第122条)	自行預金の満期日以降に支払期日の到来する相殺契約下にある貸出金の元本返済額に対しても、第137条に従いマチュリティミスマッチ調整を実施することによって相殺可能との解釈でよいか確認させていただきたい。	御指摘のとおりです。
54	第135条第2号口 (残存期間の定義)	実質的に終了させる動機となるレベルの保証料の増加であれば趣旨は理解できるが、中には、交渉によって、本来あるべき保証料より手前一年だけ低い料率を適用したようなケースもあり得ないわけではない。最初の年の料率を下げた結果、一年しか信用リスク削減効果が認められないのでは、銀行のコスト削減動機が失われる。	規制素案第135条第2号口においては、「信用リスクの削減手法の残存期間の終了前に当該取引を終了させる相応の動機を持つ場合」に限定しており、御指摘のようなケースで、その後の保険料が合理的な設定である場合においてまで、当該規定を機械的に適用するようなことは考えておりません。
55	第141条 (プロテクション提供の場合)	プロテクションの提供について、クレジットリンク債等、取引の相手方とレファレンス会社の二者の信用リスクが包含されている金融商品を取得した場合の取扱いについて明確化してほしい。	原則として、複数の者の信用リスクが包含されている金融商品を取得した場合、それらの者のリスク・ウェイトを足し上げることが適当と考えています。

56	第140条 (プロテクション取得の場合)	信用リスク削減の効果は、プロテクションの対象エクスポージャー額が、当該クレジット・デリバティブの想定元本を下回る場合のみに限定されているように読めるが、特に限定の必要はないのではないか。	御指摘を踏まえ、修正致しました。
57	第140条～第144条	バスケット型クレジット・デリバティブの扱いが著しく厳しいため、見直すべきである。	今回の告示改正は、バーゼル銀行監督委員会のバーゼルⅡを踏まえたものであり、バスケットの対象となっている資産の相関を保守的に評価するとの考え方に基づいており、見直す予定はありません。
58	第141条 (プロテクション提供の場合)	適格格付機関が付与する格付について、第256条3に記載されている「公表されており格付推移行列に含まれる」との要件が必要とされるのか、確認させていただければ幸いです。	このような格付についての適切性をどのように担保していくか、今後具体的な例を見ながら検討を進めて行くことが必要と考えられます。
59	第143条 (プロテクション提供の場合)	セカンド・トゥ・デフォルト型取引においてクレジットイベントが1件発生した場合には、以後、ファースト・トゥ・デフォルト取引として扱うということを明記するようお願い致します。	御指摘を踏まえ、修正致しました。